

第 1 章

|| || || || || || || || || || || || || || || || ||

総 則

|| || || || || || || || || || || || || || || || ||

第 1 章 総 則

第 1 節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条及び羽幌町防災会議条例（昭和38年羽幌町条例第 7 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、羽幌町防災会議が作成する計画であり、本町の区域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 羽幌町の区域を管轄し若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、羽幌町、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 気象、水象、地象等による災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第 1 章 総 則

第 2 節 用 語 の 定 義

この計画において各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日 法律第 223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日 法律第 118号）
町防災会議	羽幌町防災会議
本部（長）	羽幌町災害対策本部（長）
町防災計画	羽幌町地域防災計画
防災関係機関	羽幌町防災会議条例（昭和38年羽幌町条例第 7 号）第 3 条に定める 委員の属する機関
災 害	災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害

第 3 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関及び公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 指定地方行政機関

留萌開発建設部羽幌道路維持事業所

ア 災害時における所轄国道の維持管理及び災害復旧等に関すること。

留萌開発建設部羽幌港湾事業所

ア 災害時における地方港湾、海岸の維持補修及び災害復旧等に関すること。

留萌北部森林管理署羽幌森林事務所

ア 所轄国有林等につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。

イ 所轄国有林等の復旧治山並びに予防治山を実施すること。

ウ 林野火災の予防対策を立ててその未然防止を行うこと。

エ 災害時に町の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。

北海道農政事務所地域第十一課

ア 災害時における米穀の確保、応急配給及び緊急輸送を行うこと。

イ 災害応急飼料対策に必要な措置を行うこと。

留萌測候所

ア 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。

イ 気象・地象・水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

2 北海道

留萌支庁

- ア 留萌支庁地域災害対策連絡協議会の事務運営、企画に関すること。
- イ 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講じること。
- ウ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- エ 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。
- オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- カ 救助法の実施指導に関すること。

中留萌地区農業改良普及センター

- ア 被災地の農作物及び家畜の技術指導を行うこと。
- イ 被災地の病害虫の防疫指導、その他営農指導を行うこと。

留萌保健所

- ア 医療施設、衛生施設等の被害調査を行うこと。
- イ 医療、防疫薬剤の確保及び供給を行うこと。
- ウ 災害時における医療救護活動を行うこと。
- エ 災害時における防疫活動を行うこと。
- オ 災害時における給水、環境衛生保持及び食品衛生保持並びに保健衛生指導を推進すること。

留萌土木現業所羽幌出張所

- ア 水防技術の指導を行うこと。
- イ 関係河川の水位の観測を行い水防警報を行うこと。
- ウ 災害時において関係河川の水位、雨量の情報の収集及び報告を行うこと。
- エ 災害時において関係公共土木被害調査及び災害応急対策を実施すること。
- オ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
- カ 所轄道路、河川の保全、災害復旧対策を行うこと。
- キ 漁港の直轄工事及び災害復旧を行うこと。

道立羽幌病院

ア 災害時において救護班を編成し、り災者の治療及び助産等の業務を行うこと。

3 北海道警察

羽幌警察署

ア 災害時において、住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。

イ 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集に関すること。

ウ 被災地、避難場所、危険場所等の警戒に関すること。

エ 犯罪の予防、取締り等に関すること。

オ 危険物に対する保安対策に関すること。

カ 広報活動に関すること。

キ その他水防、災害救助活動に対する協力を行うこと。

4 羽幌町

町長部局

ア 町防災会議に関する事務を行うこと。

イ 本部の設置及び組織の運営に関する事務を行うこと。

ウ 災害時における給水、防疫、食糧供給等災害応急対策を行うこと。

エ 災害復旧を行うこと。

オ 防災上必要な訓練を実施すること。

カ 防災思想の普及を図ること。

キ 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整を図ること。

ク 防災に関する組織の整備及び資材の備蓄、その他災害予防措置の実施に関すること。

教育委員会

ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。

イ 文教施設及び文化財の保全対策に関すること。

5 指定公共機関

NTT東日本旭川営業支店

- ア 気象官署からの警報を伝達すること。
- イ 非常及び緊急通信の取扱い実施に関すること。
- ウ 災害時における通信の確保に関すること。

北海道電力株式会社羽幌営業所

- ア 災害時における電力の円滑な供給を行うこと。
- イ 電力施設等の防災管理を行うこと。
- ウ 電力施設の災害復旧を行うこと。

(3) 羽幌郵便局・天売郵便局・焼尻郵便局

- ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。
- イ 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いを行うこと。
- ウ 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
- エ 災害ボランティア口座の取扱いを行うこと。

6 指定地方公共機関

羽幌土地改良区

- ア 町が行う応急対策に対し協力すること。
- イ 農地の保全対策に関すること。
- ウ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- エ 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。
- オ 被害農地の再生産対策に関すること。

一般病院及び三師会

- ア 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産その他救助の実施に関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

オロロン農業協同組合

- ア 農作物の災害応急対策、指導を行うこと。
- イ リ災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
- ウ 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋を行うこと。
- エ 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策を行うこと。
- オ 農作物の需給調整を図ること。
- カ 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。

北るもい漁業協同組合

- ア リ災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
- イ 漁業生産資材及び生活物資の確保、斡旋を行うこと。
- ウ 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。

羽幌町商工会

- ア リ災商工業者に対する融資及びその斡旋を行うこと。
- イ リ災時における商工業者の経営指導を行うこと。
- ウ 災害時における物価の安定について協力すること。
- エ 災害時における救助用物資、復旧資材の確保について協力すること。
- オ 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。

留萌中部森林組合

- ア リ災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
- イ 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと。

沿岸バス株式会社羽幌営業所

- ア 災害時におけるバス輸送の確保に関すること。
- イ 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等の支援に関すること。

地域自治組織団体及び青年、女性団体

被災箇所の応急対策及び被災者救護対策に協力すること。

一般運送業者

災害時における救援物資及び資材の緊急輸送等につき関係支援を行うこと。

危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安に関すること。

電気通信事業者

災害時における電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。

羽幌及び天売、焼尻水難救難所

ア 沿岸海域における海難救助に関すること。

イ 港湾等防災対策の協力に関すること。

8 消防機関

北留萌消防組合本部及び消防署・消防団

ア 災害時における被害の拡大防止、災害の鎮圧等の消防活動に関すること。

イ 火災警報等の住民への周知に関すること。

ウ 住民の避難誘導と人命救助に関すること。

エ 津波警報発令時における潮位検測に関すること。

オ 緊急時における病人、負傷者急患の輸送に関すること。

カ 被災地の警戒体制に関すること。

キ その他町が行う災害に係る業務の全般的な協力に関すること。

9 自衛隊

陸上自衛隊第 2 6 普通科連隊

自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、町長から北海道知事（留萌支庁長）への依頼による災害派遣要請に基づき、部隊等を派遣すること。

第 4 節 町民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

町民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認。
- イ 飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備。
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養。
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握。
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得。
- カ 災害弱者への配慮。
- キ 自主防災組織の結成。

災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握。
- イ 近隣の負傷者、災害弱者の救助。
- ウ 初期消火活動等の応急対策。
- エ 避難場所での自主的活動。
- オ 防災関係機関の活動への協力。
- カ 自主防災組織の活動。

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成。
- イ 防災体制の整備。
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施。

災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握。
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供。
- ウ 施設利用者の避難誘導。
- エ 従業員及び施設利用者の救助。
- オ 初期消火活動等の応急対策。
- カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献。

第 5 節 羽幌町の地勢と災害の概要

1 位置及び面積

本町は、北海道西北部留萌支庁管内の中央に位置し、東経141度17分から142度03分、北緯44度25分から26分の間であり、羽幌地区と離島である天売・焼尻地区とからなっている。

主要部をなす羽幌地区は日本海に面し、面積は472.49km²、南は苫前町に、北は初山別村に接し、東は天塩山地の分水峰を境界として遠別町及び幌加内町と隣あっている。

主要部と海上約24kmを隔てて、面積5.21km²の焼尻島があり、焼尻島の西に武蔵水道3.5kmを隔てて面積5.50km²の天売島がある。

2 地勢

土質は一般に地味肥沃で、気候は夏季対馬暖流の影響により比較的温暖で、水稻栽培の適地とされ、古くから農業、漁業が発達している。

3 気候及び風土

本町の属する北海道西海岸地方は、本邦の気候型式による分類上は、裏日本型に属し、冬季は湿潤寒冷、夏季は温暖で、春から初夏にかけて乾燥し、晩夏から秋にかけて多雨である。

気象災害の発生は、暴風雨及び融雪出水による河川の洪水が多く、次いで天候による冷害並びに火災である。8月上旬から10月下旬にかけて道内に接近又は通過する台風は、毎年3・4回あり風又は集中豪雨の被害は免れない。

第 1 章 総 則

4 災害記録

昭和元年以降における本町の主な災害は、次のとおりである。

火災

年 月 日	被 害 状 況
昭和元年12月 日	北大通大火（17棟焼失）
昭和24年 9月22日	南3条1丁目大火（羽幌劇場付近）（17棟全焼・21世帯）
昭和27年12月 3日	南大通大火（20棟全焼・34世帯）

水害

昭和30年 7月 3・ 4日 7月11～13日	（全河川氾濫）家屋被害 半壊 1・流失 4・床上浸水 196・ 床下浸水 236・非家屋被害63、農業被害 田・畑 6,929反・ 灌漑溝 2・堰堤 3・かけ桶 1、土木被害 道路 5・橋梁 4、 死者 1、
昭和48年 8月18・19日	家屋被害 一部破損 1・床上浸水 4・床下浸水57、 農業被害 田・畑132.59ha（農業施設等）、 土木被害 橋梁 2・公園池溢水（鉄道路盤材流失10m）、
昭和50年 9月 5～ 8日	家屋被害 床上浸水88・床下浸水 275、 農業被害 冠水21.1ha・浸水78.3ha・施設 5、 土木被害 道路11・橋梁 8・河川15、
昭和56年 8月 3～ 5日	家屋被害 床下浸水 8、農業被害 田・畑 347.7ha、 土木被害 道路11・橋梁 2・河川 1、
昭和63年 8月25～26日	家屋被害 床下浸水 5
平成 6 年 8 月14日	農業被害 田・畑 14.3 ha
平成 8 年 9 月26日 7月29～30日	家屋被害 床上浸水 1、床下浸水 1、 土木被害 崖くずれ 5、衛生被害 水道 3、その他 1

第 1 章 総 則

平成11年 7月28 ~ 8月 2日	家屋被害 床上浸水 1、床下浸水 9、
平成11年 8月20日	家屋被害 床下浸水 2

台風・暴風

昭和29年 9月26日	(台風15号)
昭和54年 10月19・20日	(台風20号) 家屋被害 一部破損30・その他 2、 非家屋被害 全壊 5・一部破損21・その他12、
昭和56年 8月23日	(台風15号) 家屋被害 一部破損20、非家屋被害 全壊 1・ 半壊18、農業被害 2 ha その他 サッカ-場法面破壊 102.6㎡・ 野球場7I以倒壊35.1㎡・" ボ-ド倒壊 8.0㎡、町有林
昭和61年12月26日	(暴風波浪災害) 家屋被害 一部破損 1 被害半壊 9
昭和62年 9月 1日	(台風12号) 水産被害 漁船破損 8
昭和62年11月24日	(暴風波浪災害) 家屋被害 一部破損 1
昭和63年 2月 2日	(暴風雪災害) 家屋被害 半壊 9、一部破損 9、 非家屋被害全壊 3、半壊 2、
昭和63年 9月 1日	(暴風波浪災害) 土木被害 漁港 1、水産被害 漁船 8
昭和63年11月24日	(暴風波浪災害) 非家屋被害 一部破損 1
昭和63年10月30日	(強風災害) 家屋被害 一部破損 3
平成 2年 4月 9日	(暴風波浪災害) 農業被害 営農施設84、 水産被害 漁船 1、漁具14
平成 2年 8月23日	(台風14号) 家屋被害 床下浸水 1、その他 都市施設 1

第 1 章 総 則

平成 2 年 11月10日 ~ 12日	(強風災害) 家屋被害 一部破損 6、非家屋被害半壊 7 農業被害 農業用施設 20、林業被害 林地 41 水産被害 共同利用施設 1、その他施設 1 公立文教被害 小学校 10、中学校 9、高校 2 社会教育施設被害 1 都市施設被害 6
平成 4 年 11月 8 日	(暴風波浪災害) 家屋被害 一部破損 8、非家屋被害半壊 9
平成 5 年 8 月 27日 8 月 28日	(台風 11号) 土木被害 道路 1
平成 6 年 12月 26日	(暴風波浪災害) 家屋被害 一部破損 1
平成 7 年 11月 8 日	(暴風波浪災害) 家屋被害 一部破損 8、非家屋被害半壊 9 土木被害 港湾 2、水産被害 漁船破損 2、共同利用施設 2 公立文教被害 小学校 3、中学校 1、高校 1 社会福祉施設 公立 1 その他 観光施設 1
平成 8 年 12月 6 日	(暴風雪災害) 水産被害 共同利用施設 2
平成 10 年 10月 20日	(暴風災害) 水産被害 漁船破損 2

第 1 章 総 則

その他災害

年 月 日	被 害 状 況
昭和46年10月17日	(たつ巻災害) 家屋被害 全壊5・半壊13・一部破損22、 非家屋被害 全壊10・半壊5・一部破損7、
昭和55年 4月19～25日	(融雪害) 河川河岸決壊4 延長 267m
昭和56年 4月21～29日	(融雪害) 河川河岸決壊4 延長 133.6m
昭和55年10月22日	(高 潮) 汐見海岸線道路 400m
昭和57年 5月 1～ 6日	(融雪害) 河川河岸決壊3 延長 152m
昭和58年5月中旬 ～10月中旬	(冷 害) 農作物被害 水稻 1,003・麦類21ha・豆類83ha、
昭和63年4月19日	(融雪害) 農業水路決壊4 延長 688.0m
昭和63年 4月11～17日	(融雪害) 河川河岸決壊6 延長 305.0m
平成2年4月4日	(融雪害) 河川河岸決壊3 延長 125.0m 農業水路決壊2 延長 380.0m、設備1
平成3年 4月8～10日	(融雪害) 農業水路決壊9 延長 361.0m 河川河岸決壊2 延長 63.0m 道路 延長 10.0m
平成4年 7月30～31日	(融雪害) 農業被害 農地冠水35 土木被害 崖くずれ3、道路1
平成4年 4月13～18日	(融雪害) 河川河岸決壊9 延長 362.0m 農業水路決壊3 延長 490.0m
平成6年 4月11～17日	(融雪害) 河川河床流出1 延長 102.0m 農業水路決壊9 延長 387.0m

第 6 節 防災計画の修正

羽幌町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に検討を加え、概ね次にあげるような事項について必要があると認められるときは、修正の基本方針を定めて行うものとする。

- 1 計画内容に重大な錯誤があるとき。
- 2 社会・経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき。
- 4 新たな計画を必要とするとき。
- 5 防災基本計画の変更(改定)が行われたとき。
- 6 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更(組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更)については、知事協議を要せず、町防災会議の採決により行うこととし、前記の変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告するものとする。